



鳥取県公報

平成16年 8月24日(火)
第 7 6 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (591) (中部総合事務所農林局)	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (592) (＃)	2
	森林病虫害の駆除命令 (593) (日野総合事務所農林局)	2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (594) (＃)	3
	土地改良区の解散 (595) (耕地課)	4
	国土調査の成果の認証 (596) (＃)	4
	建築基準法による道路の位置の指定 (2件) (597・598) (建築課)	4
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (599) (会計管理室)	5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (62)	6
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	6
	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課)	7
	土地収用法による審理の開始 (＃)	8

告 示

鳥取県告示第591号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月24日

鳥取県中部総合事務所長 池 上 勝 治

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市並びに東伯郡泊村、東郷町、三朝町、関金町、東伯町及び赤碕町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成16年10月1日から平成17年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び

樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第592号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 池 上 勝 治

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成16年10月1日から平成17年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破碎を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破碎又は焼却すること。

イ 破碎後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第593号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる

命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月24日

鳥取県日野総合事務所長 木 村 康 志

1 区域及び期間

(1) 区域

日野町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成16年 9月15日から同年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行なう。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生するおそれがあり、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、日野総合事務所農林局及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第594号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月24日

鳥取県日野総合事務所長 木 村 康 志

1 区域及び期間

(1) 区域

溝口町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成16年 9月15日から平成17年 3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生するおそれがあり、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、日野総合事務所農林局及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、丹比土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第596号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩 美 町	平成13年度から 平成16年度まで	岩美町（大字本庄及び大字浦富の各一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡岩美町大字本庄及び大字浦富の一部	平成16年 8月24日
	平成14年度から 平成16年度まで	岩美町（大字本庄の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡岩美町大字本庄の一部	〃

鳥取県告示第597号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年 8月24日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

代表者の氏名		
鳥取市徳尾189 - 1 株式会社英和 代表取締役 小林範丈	八頭郡郡家町大字郡家字河井上 分25 - 1、26 - 2、26 - 3、36 - 1、37 - 1	幅員 6.00メートル 延長 63.4メートル 幅員 6.39メートル 延長 40.9メートル

鳥取県告示第598号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年8月24日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市中島二丁目 1 - 54 株式会社西米商事 代表取締役 渡部一正	東伯郡赤碓町大字赤碓字東松山 1104 - 27、1104 - 28、1107 - 1	幅員 6.00メートル 延長 67.64メートル 幅員 7.00メートル 延長 26.21メートル

鳥取県告示第599号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

地方自治と日本の民主主義を考えるフォーラムに係る報告書代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部地域自立戦略課

企画員 西村 昭

企画員 高橋 浩毅

企画員 田中 美史

企画員 長岡 孝

主 事 本池 亜弓

主 事 大野木裕子

3 委任期間

平成16年 9月11日から同月13日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第62号

平成16年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年 8月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年 8月27日 (金) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 智頭町議会議員補欠選挙に係る審査申立てについて
 - (2) その他

公 告

自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第97条第1項の規定に基づき、平成16年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成16年 8月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
 - (1) 二等陸士: 約12名 (10月入隊隊員 (男性))、約35名 (3・4月入隊隊員 (男性))、若干名 (3・4月入隊隊員 (女性))
 - (2) 二等海士: 約12名 (10月入隊隊員 (男性))、約35名 (3・4月入隊隊員 (男性))、若干名 (3・4月入隊隊員 (女性))
 - (2) 二等空士: 約12名 (10月入隊隊員 (男性))、約35名 (3・4月入隊隊員 (男性))、若干名 (3・4月入隊隊員 (女性))
- 2 募集期間
 - (1) 10月入隊隊員 (男性) 及び 3・4月入隊隊員 (男性)
平成16年 8月2日 (月) から同年 9月18日 (土) まで
 - (2) 3・4月入隊隊員 (女性)
平成16年 8月2日 (月) から同年 9月8日 (水) まで
- 3 試験期日
 - (1) 10月入隊隊員 (男性) 及び 3・4月入隊隊員 (男性)
平成16年 9月20日 (月) 及び同月21日 (火)
 - (2) 3・4月入隊隊員 (女性)
平成16年 9月27日 (月)
- 4 試験種目
 - (1) 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)、口述試験及び適性検査 (筆記式)

(2) 身体検査

5 試験場

(1) 10月入隊隊員 (男性)

ア 筆記試験、口述試験及び適性検査

(ア) 東部会場：鳥取市富安二丁目89 - 4 鳥取第1地方合同庁舎

(イ) 西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

イ 身体検査

(ア) 東部会場：岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

(イ) 西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(2) 3・4月入隊隊員 (男性)

ア 筆記試験、口述試験及び適性検査

(ア) 東部会場：鳥取市富安二丁目89 - 4 鳥取第1地方合同庁舎

(イ) 西部会場：米子市両三柳3192 - 14 鳥取県立武道館

イ 身体検査

(ア) 東部会場：岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

(イ) 西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(3) 3・4月入隊隊員 (女性)

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

6 合格発表予定

(1) 10月入隊隊員 (男性)

平成16年10月1日 (金)

(2) 3・4月入隊隊員 (男性・女性)

平成16年11月19日 (金)

7 採用予定

(1) 10月入隊隊員 (男性)

平成16年10月下旬

(2) 3・4月入隊隊員 (男性・女性)

平成17年3月下旬又は4月上旬

8 応募資格

10月入隊を希望する者においては平成16年10月1日現在、3・4月入隊を希望する者においては平成16年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

9 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場 (自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方連絡部 (0857 - 23 - 2251)

(3) 自衛隊鳥取募集案内所 (0857 - 26 - 4019)

(4) 自衛隊倉吉募集事務所 (0858 - 26 - 2900)

(5) 自衛隊米子募集事務所 (0859 - 33 - 3440)

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成16年 8月24日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業 3・4・8号宮下十六本松線及び3・5・3号美萩野覚寺線
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成16年 8月12日
- 4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地登記簿上のもの	現況	土地登記簿上のもの	実測					
鳥取市 西品治 字土手 外ノ三	498 - 9	宅地	私道	73.04	68.29	68.29	有限会社 日本住宅 (持分3分の1)	鳥取市永楽温泉町359	なし	

(注) 持分3分の2は、既に起業者が取得済み。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成16年 8月24日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日
平成16年 8月30日（月）午後1時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第2庁舎 8階 第22会議室
- 3 件名
鳥取都市計画道路事業 3・4・8号宮下十六本松線及び3・5・3号美萩野覚寺線